

令和6年度
名古屋市食品衛生監視指導計画
実施結果

名古屋市

名古屋市食品衛生監視指導計画は、食品衛生法及び関係法令に基づく監視指導等の事業を重点的、効果的かつ効率的に実施するために、食品衛生法第24条第1項に基づき毎年策定し、公表するものです。

このたび、「令和6年度 名古屋市食品衛生監視指導計画」の実施結果をまとめましたのでお知らせします。

目次

第1	はじめに	1
第2	監視指導の実施体制・関係機関との連携	1
第3	令和6年度の重点事業	2
第4	監視指導の実施	5
第5	食品等事業者自らが実施する衛生管理	13
第6	食品等の検査	15
第7	危機管理体制の整備と緊急時の対応	18
第8	食の安全に関する情報発信及び関係者間での意見の交換 (リスクコミュニケーション)	20
第9	食品衛生業務に係る人材育成	25

第1 はじめに

本市では、市民の食の安全・安心を確保するため、名古屋市食の安全・安心条例に基づいて「食の安全・安心の確保のための行動計画 2028」を定め、中期的な視点で総合的かつ計画的に施策を実施しています。

さらに、単年度の計画として監視指導計画を策定し、これに基づき監視指導や検査を実施するとともに、食品等事業者自らが実施する衛生管理の推進や、市民への食品衛生に関する正しい知識の普及を図りました。

第2 監視指導の実施体制・関係機関との連携

1 監視指導の実施体制

各区保健センター、食品衛生検査所、食肉衛生検査所（以下「保健センター等」という。）、衛生研究所及び食品衛生課が、それぞれの役割のもと、互いに連携し、監視指導計画に基づく各事業を行いました。

2 関係機関との連携

（1）国及び他自治体との連携

広域的に流通する食品や輸入食品等の監視指導において、違反又は不良食品を発見した場合には、製造所等を管轄する自治体に対し、速やかに情報提供を行うなど、連携して対応しました。

また、全国食品衛生主管課長会議、21 大都市食品衛生主管課長会議、東海・北陸 7 県 12 市食品衛生主管課長会議等の会議において、情報共有を図りました。

（2）市役所庁内関係部局との連携

庁内 6 局 1 委員会で構成する「名古屋市食の安全・安心対策推進本部」において、名古屋市食の安全・安心の確保のための行動計画に基づく事業の実施について協議を行うとともに、食の安全・安心に関する情報交換を行いました。

（3）その他関係機関との連携

食品表示に関しては、必要に応じて農林水産省東海農政局や愛知県農業水産局等と相互に情報共有を行い、連携を図りました。

3 カンピロバクターによる食中毒予防のための消費者啓発

近年、カンピロバクター食中毒が全国で多発しており、本市では令和2年度～令和6年度の5年間で28件発生しました。そのうち24件で生又は加熱不十分な鶏肉料理が提供されていました。そこで、年間を通じてカンピロバクターによる食中毒防止対策を行い、特に5月と9月を「カンピロバクターによる食中毒防止のための監視強化月間」と定め、重点的に消費者啓発を行いました。

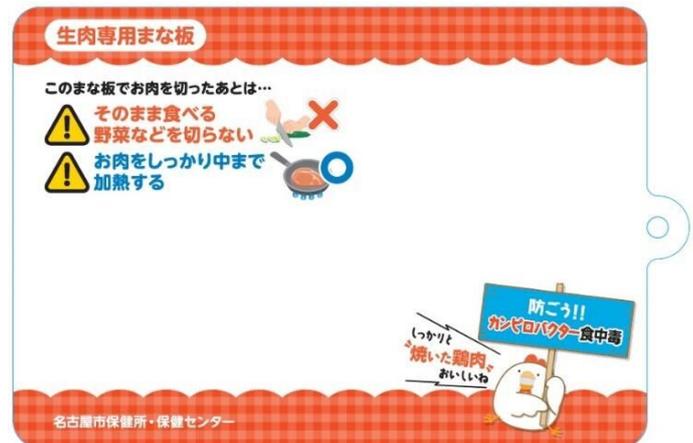
消費者に対し、鶏肉の生食等による食中毒の発生状況などの情報を広く周知し、飲食店を利用する際には十分に加熱された鶏肉料理を選択するよう啓発するとともに、家庭における食中毒防止について注意喚起を行いました。

特に、患者数が多い傾向にある20代の大学生や出産前の両親にリーフレットやまな板などによる啓発を行いました。

また、テレビ・ラジオ等の媒体による広報やターゲティング広告、メールマガジン、LINE、X（旧：Twitter）による啓発、学校の新聞等へ記事の掲載、幼保育園へのリーフレットの配布等の啓発を行いました。



カンピロバクター食中毒防止啓発リーフレット（事業者向け）



カンピロバクター食中毒防止啓発まな板（消費者向け）

動画公開中

食中毒を予防しよう!
カンピロバクター編

ナスフラスコの
みすこさま

名古屋市
食品安全・安心学習センター



なごや動画館「まるはっちゅ〜ぶ」
3ch 健康・福祉・子育て にて公開中↑

第4 監視指導の実施

1 実施内容

(1) 食中毒防止対策

ア カンピロバクターによる食中毒防止対策

飲食店等の事業者に対し、鶏肉の生食によるリスクを広く周知し、「加熱用」として販売された鶏肉は中心部まで十分加熱し提供するよう指導しました。

また、食鳥処理場、食肉処理施設、食肉販売店等の事業者に対し、指導検査を行ったほか、衛生的な取扱いによる汚染防止の徹底や「加熱用」の表示等により飲食店等に確実な情報伝達を行うよう指導しました。

消費者への啓発については、「3 カンピロバクター食中毒予防のための消費者啓発」(P.4) のとおり実施しました。

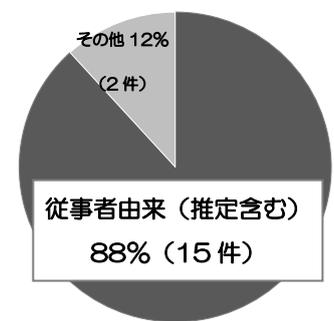
イ ノロウイルスによる食中毒防止対策

ノロウイルス食中毒は、ほとんどが冬季に発生していますが、5月や8月に発生している事例もあり、年間を通じた食中毒防止対策が必要です。その原因のほとんどが調理従事者由来（感染した従事者の手指等を介した食品汚染）であり、市内で過去5年間に発生したノロウイルス食中毒においても、約9割が従事者由来と考えられました。調理従事者の健康状態の確認や、不顕性感染を前提とした手洗いの徹底等の衛生管理が重要です。

11月から2月を「ノロウイルスによる食中毒防止対策期間」と定め、重点的に事業者指導や消費者啓発を行いました。

事業者に対し、食品衛生責任者講習会等を活用し、手洗いの徹底や食品の十分な加熱等、ノロウイルス食中毒防止に関する周知を行いました。

消費者に対し、保健センターにおける講習会やX(旧:Twitter)での情報提供により啓発を行いました。



市内で過去5年間に発生したノロウイルス食中毒の発生原因(令和2年1月~令和6年12月)



ノロウイルス食中毒予防
啓発リーフレット

動画公開中

①正しい
手の洗い方



②消毒液の
作り方

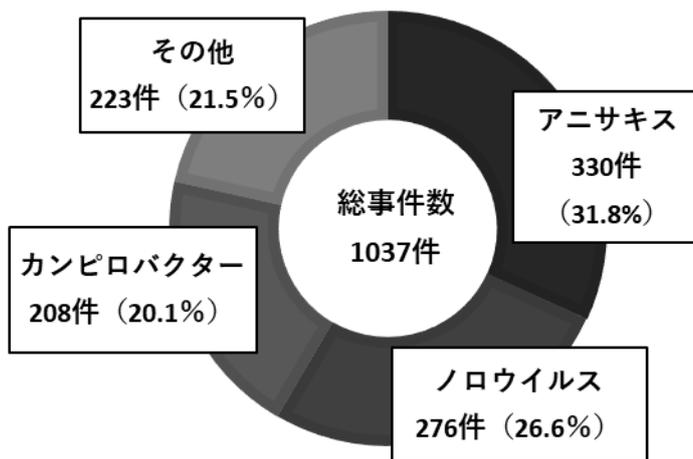


なごや動画館「まるはっちゅ〜ぶ」3ch 健康・福祉・子育てにて公開しています。

ウ アニサキスによる食中毒防止対策

アニサキスは、寄生虫の一種で、その幼虫がサバ、アジ、サンマ、カツオ等の生鮮魚介類に寄生します。アニサキス食中毒は、飲食店のほか、スーパーで購入した刺身等が原因で発生しており、令和6年は、全国の病因物質別食中毒発生件数が第1位（330件）であり、市内においては第2位（4件）でした。

刺身等、生で食べる鮮魚介類を冷凍処理すること、処理の際に目視によりアニサキスを確実に除去することなどアニサキス食中毒の予防方法について、講習会の実施やリーフレット、ホームページ等の活用により、事業者指導や消費者啓発を行いました。



アニサキス食中毒発生状況
(全国、令和6年)
※令和6年度厚生労働省審議会資料より

⚠️ アニサキス食中毒にご注意ください!!

アニサキス食中毒とは!?

- ☑️ アニサキスとは、主にサバ、サンマ、アジ、イカなどの内臓に見られる寄生虫で、寄生している魚が死ぬと、内臓から魚の身（筋肉）に移行します。
- ☑️ アニサキスが寄生した魚などを生で食べると、アニサキスが胃や腸に侵入し、激しい腹痛などの症状を起すことがあります。

提供：下関市保健所

アニサキス食中毒の発生状況は?

- ☑️ アニサキス食中毒は2017年(平成29年)の病因物質別発生件数が全国で第2位となっています。
- ☑️ 魚介類の生食文化があるわが国では、年間2000人以上の患者が発生していると推定されています。

※アニサキス症ファクトシート(食品安全委員会)より

アニサキス食中毒を防ぐために

- ☑️ アニサキスは、食酢での処理、塩漬け、醤油やわさびでは死にません。次の方法でアニサキス食中毒を防ぎましょう!

Point① 新鮮 新鮮な魚を選び、速やかに内臓を取り除く! 内臓は生で食べない!

Point② 目視 魚の身(筋肉)を、しっかり目で見確認し、アニサキスを確実に除去する!

Point③ 冷凍or加熱 『-20℃ 24時間以上』で冷凍! 『60℃ 1分』か『70℃以上 瞬時』で加熱!

また、刺身は薄く切って提供し、食べる時はよく噛むよう心がけましょう!

平成30年9月 名古屋保健所・保健センター CRO-フレット社 掲載/16.7(食中毒)発生情報掲載しています。 PHE18-6-40

アニサキス食中毒防止
啓発リーフレット

エ その他の食中毒防止対策

腸管出血性大腸菌 O157 等による食中毒防止対策として、牛の生食用食肉や牛レバー、豚肉（内臓を含む）等の食肉を取り扱う施設に対し、規格基準の遵守等について監視指導を行いました。また、食肉の十分な加熱調理について事業者指導や消費者啓発を行いました。

過去の食中毒事例を踏まえ、ウェルシュ菌や黄色ブドウ球菌等の細菌性食中毒、アニサキス以外の寄生虫や植物性自然毒等の食中毒についても、事業者指導や消費者啓発を行いました。

フグによる食中毒防止のため、事業者に対する法令等の周知及び遵守の徹底を図るとともに、消費者に対し、公式ウェブサイト等を用いて、素人調理の危険性等について啓発を行いました。

テイクアウトやデリバリーを行う事業者に対し、製造及び販売等の衛生管理のポイントをまとめたリーフレットにより監視指導を行い、公式ウェブサイト等により情報提供をしました。併せて、消費者に対し、速やかに喫食する等の利用時のポイントをリーフレットや公式ウェブサイト等で情報提供を行いました。

飲食店等事業者の皆さまへ

食品のテイクアウト・デリバリー 衛生管理のポイント

調理から喫食までの時間が長くなると、細菌による食中毒が発生しやすくなります。特にテイクアウトやデリバリーを行う場合、普段以上に衛生管理に注意が必要です。食中毒予防の3原則を守り、食中毒を防ぎましょう！

メニューの選定	生もの提供を避けるなど、 テイクアウト・デリバリーに適したメニューを選定 する。
販売食数	施設の規模などを考慮し、 普段の調理能力を超えない食数 とする。 当日販売できる量とし、翌日に持ち越さない。
調理後の保管	調理後の食品は、速やかに放冷し、 適切な温度で保管 する。 食品用の衛生的な容器を使用する。 販売・配送は、保冷剤・保冷バッグなどを活用し、短時間で行う。 置き配サービスや屋外での販売などをを行う場合、食品に直射日光が当たらないよう注意する。
情報提供	購入者に保存方法やアレルギーなどの情報を伝え、 できるだけ早く食べてもらう よう促す。

食中毒予防の3原則

細菌を**つけない！**
 ・従業員の健康管理の徹底
 ・手洗いの徹底
 ・二次汚染の防止

細菌を**増やさない！**
 ・適切な温度管理（10℃以下又は65℃以上で保存）
 ・調理は素早く、速やかに提供

細菌を**やっつける！**
 ・中心部までしっかり加熱（75℃・1分以上）
 ・調理器具は十分に洗浄・消毒

食の安全・安心情報 ホームページ

令和2年5月（令和2年10月更新） 名古屋市保健所・保健センター

食品のテイクアウト等における
食中毒防止啓発リーフレット
（事業者向け）

消費者の皆さまへ

食品のテイクアウト・デリバリー 利用のポイント

～食べる側も気を付けて 食中毒を防ぎましょう！～

- ① 食べられる量を購入しましょう。
- ② 適切な温度で保管しましょう。

【テイクアウトを利用】

- ・予約をして、出来上がる時間に受け取りに行くようにする。
- ・保冷バッグを用意して持ち帰る。車内に長時間放置しない。

【デリバリーを利用】

- ・置き配サービス*を利用する場合、日かげなどの涼しい場所を指定し、配達後はすぐに受け取って室内で保管する。
- （*玄関前、置き配バッグ、宅配ボックス、車庫、物置など、指定した場所に非対面で荷物を受け取るサービス）

- ③ 購入した食品は早めに食べましょう。

- ・食べきれず残った食品は、清潔な容器に入れ冷蔵庫で保管し、しっかりと再加熱して早めに食べる。

食中毒予防の3原則

菌をつけない
 食べる人も手洗いを！

菌をふやさない

- ・石けんを使い、しっかり手を洗う。
- ・包丁やまな板は、肉や魚/野菜で使い分け、使うたびに洗い消毒する。
- ・肉や魚は他の食品と分けて保存する。

菌をやっつける

- ・購入した食品は、保存温度を守る。
- ・調理は素早く行い、すぐに食べる。
- ・菌が増えやすい温度（20～50℃）で長時間置かない。
- ・中心部までしっかり加熱する。（中心温度が75℃で1分以上が目安）
- ・使用後の調理器具は、しっかり洗い消毒する。

令和2年5月（令和2年10月更新） 名古屋市保健所・保健センター

食品のテイクアウト等における
食中毒防止啓発リーフレット
（消費者向け）

食中毒警報等の発令

夏季の食中毒が起こりやすい温度や湿度になったときには「食中毒警報」を、冬季のノロウイルス食中毒の多発時期には「ノロウイルス食中毒注意報・警報」を発令し、（公社）名古屋市食品衛生協会等を通じて事業者に食中毒防止を呼びかけ、マスメディアを利用して市民に情報発信を行いました。

表 1 食中毒警報、ノロウイルス食中毒注意報発令状況

警報・注意報の種類	発令日	適用条件
食中毒警報	令和 6 年 7 月 3 日	第 1,3 項
	7 月 22 日	第 1 項
	7 月 29 日	第 1 項
ノロウイルス食中毒注意報	令和 7 年 2 月 3 日	
ノロウイルス食中毒警報	令和 7 年 3 月 3 日	
	3 月 13 日	

[参考] 食中毒警報発令基準（条件が予想される場合も含む）

発令条件	第 1 項	気温 30 度以上が 10 時間以上継続したとき
	第 2 項	湿度 90%以上が 24 時間以上継続したとき
	第 3 項	24 時間以内に急激に気温が上昇して、その差が 10℃以上となったとき
	第 4 項	次の 3 つの条件が同時に発生したとき (1) 気温 28 度以上となり 6 時間以上継続したとき (2) 湿度が 80%以上となり相当時間継続したとき (3) 48 時間以内に気温が 7℃上昇し相当時間継続したとき
	保健所長が特に必要と認めた場合	
発令期間	発令時から 48 時間（自動的に解除）	

[参考] ノロウイルス食中毒注意報・警報発令の条件と発令期間

	注 意 報	警 報
発令条件	ノロウイルス食中毒あるいはその疑いが複数発生するなど、必要があると認めた場合	ノロウイルス食中毒が続発するなど、さらなる注意喚起が必要な場合
発令期間	発令日から同年度の 3 月 31 日まで（自動的に解除）	発令日から 1 週間（自動的に解除）

(2) 不適正な表示による危害防止対策

食品表示について11,249件の監視指導を行い、553件（アレルギー、添加物表示等の衛生事項及び原産地表示等の品質事項）の表示違反等を発見しました（表2、表3）。違反等については、保健センター等（衛生事項）や食品衛生検査所広域監視担当（品質事項）が事業者へ改善指導を行いました。また、必要に応じて国や他自治体の関係機関と連携して対応しました。

表2 表示違反等（衛生事項）の内容

違反等内容	件数
名称	61
アレルギー	61
消費期限・賞味期限	55
使用方法・保存方法	35
製造者等氏名住所	72
添加物	83
その他	35
計	402

表3 表示違反等（品質事項）の内容

違反等内容	件数
原産地名	33
原料原産地名	32
原材料名	24
精米時期	6
その他	17
表示責任者	17
名称	22
計	151

(3) 法改正への対応

食品衛生法改正により新たに許可業種となった漬物製造業等について、経過措置期間内（令和6年5月31日まで）に許可が取得できるよう、施設基準や手続方法等の必要な指導や説明を行いました。

また、譲渡により許可営業者の地位が承継された施設について、施設に立ち入り、地位を承継した者による衛生管理が適切に実施されていること等を確認しました。

(4) 食品等の自主回収（リコール）情報報告制度

事業者からの自主回収情報の届出を受け、全国共通の食品衛生申請等システムにより把握した情報を公表しました（表4）。

表4 食品リコール自主回収報告受理件数

回収の理由	件数
アレルギー表示の欠落	11
期限表示の誤記載	8
保存方法の誤り	1
異物混入のおそれ	2
カビ発生のおそれ	1
その他	12
計	35

(5) 食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度

材質が合成樹脂のものを対象に、安全性を評価した物質のみを使用可能とするポジティブリスト制度について、関係事業者に対し、施設への監視等により必要な周知・指導を行いました。

(6) 輸出食品への対応

食肉衛生検査所は、南部市場内の食肉処理施設1施設を新たに輸出適合施設として認定しました。また、輸出食肉衛生証明書発行申請の都度、南部市場内の牛肉を輸出する食肉処理施設に立入りし、加工処理工程等の確認を行い、証明書を109件交付しました。

保健センターは、輸出アイスクリーム類等の衛生証明書を2件交付しました。

2 食品衛生対策事業

食品流通や季節の特性等を踏まえて対策期間等を設定し、収去・指導検査を含めた監視指導を計画的に行いました（表6）。

表6 主な食品衛生対策事業

事業名	実施期間	主な対象施設	実施結果
弁当・仕出し等 衛生対策	6月	弁当・仕出し屋 そうざい製造施設	衛生的な製造管理や、食品の適正表示等について指導しました（収去検査153検体、違反等2件）。
夏季食品 衛生対策	7月	飲食店 食肉処理・販売施設 魚介類販売施設	食肉の十分な加熱調理の徹底や、食品の温度管理等について指導しました（監視指導3,872件、収去検査395検体、違反等6件）。
年末食品 衛生対策	11月 ～ 12月	正月用食品製造施設 デパート ふぐ料理店	食品等取扱者の手洗いの徹底や、食品の適正表示等について指導しました（監視指導7,302件、収去検査665検体、違反等5件）。
輸入食品の 衛生対策	年間を 通じて	輸入食品取扱施設	輸入食品の適正表示や、自主検査の実施等について指導しました（収去検査504検体、違反等2件）。
社会福祉施設等 衛生対策	年間を 通じて	社会福祉施設 保育所 等	調理従事者・職員等の健康管理や、加熱調理品の十分な加熱等について指導しました（監視指導138件）。

保健センター等による監視指導の結果、食品の取扱いや表示等に関する違反・不適切な施設に対し、営業禁止の行政処分を行うなど、危害拡大防止や再発防止の措置を行いました（表7）。

表 7 監視指導結果（施設数は令和 7 年 3 月末現在）

業 種	旧食品衛生法に 基づく許可を 要する施設	改正食品衛生法に 基づく許可を 要する施設	届出を 要する施設	計
施 設 数	17,594	26,253	17,916	61,763
監視指導延件数	7,148	21,801	10,878	39,827
違反・不適件数	210	1,773	281	2,264
行政処分件数	4	12	0	16

※行政処分件数は上表の件数に加え、許可又は届出を要さない施設において 1 件

3 流通拠点等における監視指導

(1) 中央卸売市場（本場）

食品衛生検査所では、熱田区の中央卸売市場本場において監視指導、収去検査等を行い、本場内を流通する食品の安全確保を図りました。

ア 監視指導

魚介類競り売り営業、魚介類販売業、野菜果物販売業等の施設 300 件に対し、14,675 件の監視指導を行い、食品の衛生的な取扱いや適正な表示、フグ等有毒な魚介類による食中毒防止について指導しました。また、HACCP に沿った衛生管理については、計画に基づき適切に衛生管理が実施されているか確認し、必要な指導等を行いました。



本場における監視指導・収去検査

イ 収去検査

中央卸売市場本場内を流通する魚介類の細菌検査や野菜・果物の残留農薬検査、食品添加物検査を中心に収去検査を行いました（表 13 (P.18)）。

この結果、規格基準違反等を発見し、製造所等を管轄する自治体への通知等の措置を行いました（表 14 (P.18)）。

食品中の放射性物質については、本市で定めた検査方針に従って、場内を流通する魚介類や野菜等 83 検体のスクリーニング検査を行いました。また、学校給食に使用される食材等 77 検体を収去し、衛生研究所で精密検査を行いました。基準値を超えた食品はありませんでした。

(2) 市内食品販売施設や流通拠点

スーパー、デパート等の市内食品販売施設や流通拠点における食の安全を確保するため、食品の適正な表示、販売方法等の監視指導 808 件、流通する食品の収去検査 1,088 検体を実施しました。また、HACCP に沿った衛生管理につい

て、計画に基づき適切に衛生管理が実施されているか確認し、必要な指導等を行いました。

4 食肉の安全確保

食肉衛生検査所では、名古屋市南部と畜場でのと畜検査や、南部市場内食肉処理施設の監視指導を行い、食肉の安全確保を図りました。また、市内の食鳥処理場の監視指導を行い、鶏肉の加熱用表示の徹底等を指導しました。

(1) と畜場

ア と畜検査

南部と畜場においてと畜された全ての牛、豚について、と畜場法に基づき、と畜検査を行いました。検査の結果、食用不適と判断したものについては、流通されることがないように廃棄の処分を行いました（表8）。

表8 と畜検査実施結果

家畜の種類	検査頭数	全部廃棄頭数
牛	8,028	33
豚	209,264	160
計	217,292	193

イ と畜場等への衛生監視指導

と畜場の HACCP 外部検証について、厚生労働省の通知に基づき策定した実施計画に沿って、と畜場の監視や記録点検を 335 件、切除法による枝肉表面の微生物検査を牛 60 頭 660 項目、豚 60 頭 300 項目実施し、と畜場の衛生管理の実施状況を確認し、検証しました。また、外部検証連絡会議を 12 回開催し、と畜業者等と検証結果について共有するとともに、必要な改善措置を講じるよう指導しました。

市場内食肉処理施設に対しては、立入りや HACCP 関連文書の確認、細菌検査による衛生管理指導を実施しました。

そのほか、BSE 対策として、と畜されるすべての牛について、月齢に応じた特定危険部位の分別管理の指導を行いました。

ウ 残留動物用医薬品等対策

南部と畜場においてと畜された牛豚 1,350 頭の食肉 5,357 項目について食品衛生法に基づく残留動物用医薬品等の検査を行い、生産段階で使用された動物用医薬品等が食肉に残留していないことを確認しました。

(2) 食鳥処理場

市内の食鳥処理場全 21 施設に対して、食鳥肉の衛生的な処理や HACCP に沿った衛生管理の実施状況について指導又は助言を行いました。また、飲食店等へ販売する鶏肉の生食等の危険性について周知しました（監視指導 22 件）。

第5 食品等事業者自らが実施する衛生管理

1 食品衛生責任者講習会

「食品衛生責任者」は施設の衛生管理について中心的な役割を担い、HACCP に沿った衛生管理を実施する全ての営業許可・届出対象施設で選任する必要があります。会場と e ラーニング（自宅や店舗等で、パソコンやスマートフォンにより動画等を視聴し受講する方法）の二つの受講方法で講習会を開催し、営業許可・届出制度、HACCP に沿った衛生管理、フグの取扱い規制などの法改正に関する情報を含めた国が示す標準的なプログラムに沿った内容の情報を提供しました（表 9）。

表 9 食品衛生責任者講習会実施状況

講習会	受講者数	うち e ラーニング 受講者数（再掲）
養成講習会	3,450	1,178
実務講習会	2,825	1,092

2 食の安全に関する講習会

HACCP に沿った衛生管理についての講習を含めた自主管理講習会や、保健センター等による食品衛生講習会等を通じて、事業者の食の安全・安心に対する意識を高め、事業者自らが取り組む衛生管理の推進を図りました（表 10）。

表 10 食の安全に関する講習会実施状況

講習会	実施回数	受講者数
自主管理講習会	3	93
保健センター等による 食品衛生講習会等	138	4,062
計	141	4,155

3 食品衛生団体等への支援

公益社団法人名古屋市食品衛生協会に対し、食品衛生指導員への研修を行うとともに、食品衛生パレードでの啓発、食中毒警報等の緊急情報の伝達及び食品衛生指導員による巡回指導等、自主管理推進事業への支援を行いました。

4 食品衛生自主管理認定制度

名古屋市食の安全・安心条例に基づき、食の安全の確保に関するより優れた取組みを行っている事業者を認定し、公表することにより、市内の食品関係施設全体の衛生管理水準の向上、消費者へのより安全性の高い食品の提供を目指す制度です。

令和6年度は新たに1施設認定し、計64施設となりました。



自主管理認定施設一覧

<https://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/15-7-12-18-9-2-0-0-0-0.html>

なごや 食の安全

検索



トップ>消費者のみなさまへ

>自主管理認定制度

>自主管理認定施設一覧

第6 食品等の検査

1 検査実施結果

市内で製造・流通している食品等を対象に、細菌検査や理化学検査を行い 20 検体が食品衛生法及び食品表示法等に定められた基準等に違反等となりました（表 11）。

表 11 検査実施結果 () 内は輸入品の件数（再掲）

検査区分		検査実施数		違反等件数	
		検体数	項目数	検体数	項目数
細菌等		1,345 (118)	6,177 (442)	14	14
理 化 学	食品添加物	1,314 (317)	8,973 (3,033)	6 (2)	6 (2)
	残留農薬	334 (82)	64,265 (20,624)		
	残留動物用 医薬品	4,251 (85)	13,174 (2,121)		
	PCB・水銀	21	42		
	遺伝子組換え 食品	21 (14)	41 (34)		
	自然毒	30 (3)	30 (3)		
	放射性物質	200 (10)	307 (10)		
	アレルゲン	33	127		
	その他の規格	107 (75)	107 (75)		
	器具・容器 おもちゃ等の規格	58 (18)	295 (62)		
その他	79 (18)	79 (18)			
計		7,320 (504)	93,617 (26,422)	20 (2)	20 (2)

※ 検体数については、1 つの検体で複数の検査区分に該当するものがあります。

2 違反食品等発見時の対応

違反等に対しては、市内製造所に対する改善指導や製造所等を管轄する自治体への通知等の措置を行いました（表 12 (P.17)）。

表 12 収去検査^{※1}により発見された食品衛生法違反等

分類	品名	内容（括弧内は項目数）	措置
規格基準 ^{※2} 違反 (3 検体)	マカロニ	黄色 4 号検出（対象外使用）（1）	輸入者、製造所等を管轄する自治体に通知
	魚肉練り製品	使用基準を超えるソルビン酸を検出（1）	
	そうざい	使用基準を超える二酸化硫黄を検出（1）	
名古屋市食品 指導基準 ^{※3} 不適 (14 検体)	弁当及び そうざい	細菌数超過（2） E.coli 陽性（1）	製造所等を管轄する自治体に情報提供 または保健センター等 が製造所等を改善指導
	生食用魚介類	黄色ブドウ球菌陽性（1）	
	魚介類加工品	細菌数超過（1）	
	生菓子	大腸菌群陽性（6） ブドウ球菌陽性（1）	
	めん類	大腸菌群陽性（1）	
	その他の食品	細菌数超過（1）	
表示違反 (3 検体)	パン	表示にないプロピオン酸を検出（1）	製造者等を管轄する自治体に通知
	つくだ煮	表示にない着色料（黄色 5 号）を検出（1）	
	魚介加工品	表示にない着色料（黄色 4 号）を検出、表示にある着色料（黄色 5 号）を不検出（1）	

※1 収去検査

食品衛生法等に基づき、製造所や販売所に食品衛生監視員が立ち入り、試験検査のため必要な限度において検体（食品、器具、おもちゃ、食品添加物等）を無償で採取する行為をいいます。各食品等には規格基準等が定められており、検査でそれらが守られているか確認します。

※2 規格基準

食品衛生法第 13 条及び第 18 条に基づいて、公衆衛生の見地から定められた食品等の成分規格や製造等について定めたものです。食品添加物の使用基準や農薬等の残留基準等があります。

※3 名古屋市食品指導基準

主にそのまま食べる食品について、食中毒等による危害の発生を防止し、あわせて事業者による自主管理の推進を図ることを目的として本市が独自に定めたものです。

表 13 中央卸売市場本場内を流通する食品の検査実施結果（表 11 再掲）

検査区分	検査実施数		違反等件数	
	検体数	項目数	検体数	項目数
細菌等	641	3,420	4	4
理化学	899	36,109	3	3
計	1,540	39,529	7	7

表 14 中央卸売市場本場内を流通する食品の収去検査により発見された食品衛生法違反等（表 12 再掲）

分類	品名	内容（括弧内は項目数）	措置
規格基準違反 （2 検体）	魚肉練り製品	使用基準を超えるソルビン酸を検出（1）	製造所等を管轄する自治体に通知
	そうざい	使用基準を超える二酸化硫黄を検出（1）	
名古屋市食品指導基準不適 （4 検体）	生食用魚介類	黄色ブドウ球菌陽性（1）	製造所等を管轄する自治体に情報提供
	魚介類加工品	細菌数超過（1）	
	めん類	大腸菌群陽性（1）	
	その他の食品	細菌数超過（1）	
表示違反 （3 検体）	魚介加工品	表示にない着色料（黄色 4 号）を検出、表示にある着色料（黄色 5 号）を不検出（1）	製造者等を管轄する自治体に通知



細菌の検査



残留農薬の検査

3 試験検査の業務管理・検査法の開発等

食品等の検査の信頼性を確保するとともに、検査技術の向上を図るため、試験検査に関する業務管理基準（GLP）に基づく内部点検や精度管理の実施、外部精度管理調査に参加しました。

第7 危機管理体制の整備と緊急時の対応

1 食中毒等健康被害発生時の対応

(1) 食中毒等を疑う届出があった場合の対応

令和6年度は、病因物質別ではノロウイルスによる食中毒が9件で最も多く発生し、カンピロバクターによる食中毒が3件、アニサキスによる食中毒が1件発生しました。

食中毒発生時には、保健センター等が関係機関と連携して患者調査や検査を行い、原因究明を行いました。原因施設に対しては、営業禁止等の措置により、被害拡大を防止するとともに、事業者への衛生教育や施設消毒の徹底等により再発防止を行いました。

表 15 食中毒発生状況（令和6年度）

病因物質	件数	患者数
ノロウイルス	9	312
カンピロバクター	3	20
アニサキス	1	1
計	13	333

(2) 広域的な食中毒事案発生時の関係機関相互の連絡体制の確保

広域的な食中毒事案が発生した場合には、都道府県等その他関係機関により構成される「広域連携協議会」を開催し、調査・検査・情報共有等を行います。

本協議会の構成員として、平常時から広域食中毒事案が発生した場合を想定した連携・協力体制の整備・確認を行いました。

(3) 指定成分等を含む食品等による健康被害発生時の対応

令和6年3月末から紅麹を含む機能性表示食品による健康被害が全国的に発生しました。市民に対して市公式ウェブサイト、市公式LINE、区役所及び保健センター窓口等での注意喚起の他、市医師会や市薬剤師会など医療関係者と連携し情報発信を行いました。

また、国や関係自治体と連携し市内に流通していた対象食品の回収指導や市民からの健康被害の相談に対応しました。

2 食中毒等の公表

食中毒や違反食品による被害拡大の防止や健康被害のおそれのある食品の速やかな排除のため、緊急に注意喚起が必要な事例について、ホームページにより迅速に情報提供しました。

3 市民からの苦情・相談への対応

市民から保健センター等に、有症苦情、食品等への異物混入や不衛生な食品の取扱い等についての苦情が1,626件寄せられました。これらについては発生原因等の調査を行い、必要に応じて他自治体と連携を図りながら、原因施設に対し、再発防止等を指導しました。

苦情相談内容

苦情内容	件数	割合(%)
有症苦情※ ¹	737	45.3
異物混入	187	11.5
表示	134	8.2
不衛生な取扱い	102	6.3
施設の不衛生	61	3.8
古い商品	53	3.3
異味	31	1.9
カビ発生	21	1.3
異臭	21	1.3
腐敗、変敗	12	0.7
変色	5	0.3
その他※ ²	262	16.1
計	1,626	100

異物混入件数内訳

異物内訳	件数	割合(%)
虫	45	24.1
金属	25	13.4
合成樹脂	22	11.8
食品の一部	13	7.0
髪の毛	11	5.9
寄生虫	7	3.7
紙類	3	1.6
その他	42	22.5
不明	19	10.2
計	187	100

※¹ 有症苦情 食品を食べて健康を害したという苦情相談
(調査の結果、食中毒と断定されなかったもの)

※² その他 営業の許可に関する苦情相談、産地に関する苦情相談等

保健センター等窓口における苦情受付件数

4 災害時の食品衛生の確保

避難所における食中毒防止対策に関するリーフレットを作成し、市内各区で実施する各種防災訓練において、避難所運営の関係者や市民に配布すること等により周知啓発を図りました。

なお、災害が発生した場合には、「名古屋市地域防災計画」に基づき、災害発生地域内の食品関係施設への監視指導や、避難所における食品の取扱いに関する指導を行います。

第8 食の安全に関する情報発信及び関係者間での意見の交換 (リスクコミュニケーション)

1 食品等による危害発生防止のための情報発信

メールマガジン、LINE、X (旧:Twitter)、ウェブサイト、広報誌、広報番組など各種媒体や啓発資材を活用し、食の安全に関する情報提供や啓発を行いました。

また、新たにカンピロバクター食中毒予防やアレルギーによる健康被害を防止するための啓発動画を作成し注意喚起を行いました。その他、食品表示の基礎知識や市の取組みなどを情報提供しました。

(1) 名古屋市公式ウェブサイト

公式ウェブサイト内に、食の安全に関するポータルサイト「食の安全・安心をめざして(食の安全・安心情報ホームページ)」を設け、市の施策、家庭における食中毒の予防方法、表示に関する知識等について迅速に情報提供しました。

令和5年度監視指導計画実施結果、令和6年度夏季、年末食品衛生対策の実施結果の概要等を、ホームページ上に公開しました。

また、「広報なごや」やリーフレット等も活用して、市民の皆様にご食中毒予防や食品表示の基礎知識等の情報を積極的に提供しました(表16)。

表 16 広報なごや掲載内容

区分	掲載タイトル
5月	・カンピロバクター食中毒を防ぎましょう！
7月	・夏場の食中毒に注意しましょう！
11月	・ノロウイルス食中毒を予防しよう！

(2) インターネット広告(SNS等を活用した広告)

カンピロバクター食中毒の患者が多い年代層、飲食店等で鶏の生食メニューに触れる機会が多いと思われる方等を対象に、カンピロバクター食中毒の予防について、Facebook、Instagram でバナー広告(30万回表示)、YouTube で動画広告(8万回表示)を配信し、啓発を行いました。

また、食物アレルギーのある人にもない人も、食物アレルギーの情報の大切さについて知ってもらうため、外食等を利用する際の留意点についての広告を配信し、Facebook、Instagram でバナー広告(52万回表示)、YouTube で動画広告(16万回表示)の啓発を行いました。

(3) なごや「よい食」メール（メールマガジン）及びなごや「よい食」インフォメーション（LINE）

食中毒警報の発令や食の安全に関する読み物等、食の安全・安心に関する最新情報を「なごや『よい食』メール」（メールマガジン）で56回配信しました（表17）。

また、10月から食品衛生課公式LINE（通称なごや「よい食」インフォメーション）でも食中毒警報の発令等の食の安全・安心に関する情報発信を開始しました。

表17 記事の内容（抜粋）

区分	記事の内容
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・食品のテイクアウト・デリバリーにおける衛生管理のポイント ・有毒植物にご注意を！！
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・カンピロバクター食中毒防止のために、監視強化中です！ ・「なごや水フェスタ」が開催されます！
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・6月は食育月間です！ ・正しい手洗いで食中毒や感染症を予防しましょう！
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・お弁当作りによる食中毒を予防しましょう！ ・金属製容器の使用方法にご注意ください！
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・「一日食品衛生監視員」が市場の監視を行いました！ ・ペットボトル飲料の飲み残しに気をつけましょう！
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・毒キノコによる食中毒に注意しましょう！ ・アレルギーに似た症状の食中毒、ヒスタミン。
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・知っておきたい！「賞味期限」と「消費期限」のちがい ・10月は食品ロス削減月間です！
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・気を付けよう！ノロウイルス食中毒 ・フグによる食中毒に気を付けましょう
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・カフェインを含む食品の摂りすぎに注意しましょう ・食育に関する動画のご紹介
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・ジビエはよく加熱して食べましょう！ ・ハチミツを与えるのは1歳を過ぎてから！
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・真空パックでも「要冷蔵」のものは冷蔵を！しっかり表示を見て保存・調理をしましょう
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・ホタルイカを安全に美味しく食べましょう！ ・魚にひそむアニサキスに注意しましょう！

(4) X（旧：Twitter）（なすこ@食品安全・安心学習センター）

食品衛生検査所（食品安全・安心学習センター）から、食中毒関係などの食の安全に関する情報や、食品安全・安心学習センターが実施する講座の案内などについて、計114回配信しました（表18）。

表18 主な配信内容（配信回数）

<ul style="list-style-type: none"> ・食中毒関係（50） ・食品に関する情報（17） ・食中毒警報関連（4） ・市場、検査所紹介（7） ・講座、イベント案内（36）

X（旧：Twitter）配信例



(5) その他

「名古屋市公式 YouTube まるはっちゅ〜ぶ」やテレビ、ラジオ等の様々な媒体を活用して情報発信を行いました。

2 学習機会の提供及び関係者間による意見交換の実施

(1) 食品安全・安心学習センター事業

幅広い世代の消費者を対象に、中央卸売市場本場や食品衛生検査所内の見学、食の安全について学ぶ体験講座を実施するとともに、身近な施設での出張形式の講座を行いました（表19、表20）。

夏休み期間中には、「夏休み親子体験教室」を実施し、親子で身近な食べ物について学ぶ体験講座を行いました。出張講座では、科学館の来館者、保育園児、トワイライトスクールの小学生を対象に講習会や簡易な体験講座を行いました。

また、公式ウェブサイトやX（旧：Twitter）、動画等を活用し情報発信を行い、食の安全に関する情報や講座内容を随時お知らせしました。

表19 食品安全・安心学習センター事業の実施結果

名称	実施回数	参加者数
食品安全・安心学習センター事業	95	3,180
内訳		
所内実施	53	1,137
出張講座	42	2,043

表20 食品安全・安心学習センター事業における体験講座（一例）

講座メニュー
<ul style="list-style-type: none"> ・いろいろドリンク 着色料って何だろう？ ドリンクから着色料を取り出す実験をします。着色料の役割や種類について知ることができます。 ・ギョギョッと発見！おさかなの世界 魚のクイズや耳石探しを通して、魚について知ることができます。 ・野菜 Vege 講座 野菜のクイズなどを通して、野菜の種類や残留農薬の検査について知ることができます。 <p>※メニューの一部は、出張講座でも実施しました。</p>

（2）保健センターにおける講習会等

消費者を対象に、家庭での食中毒予防や食品表示等について講習会を行いました（表21）。

両親学級（パパママ教室）や乳幼児健診等では、妊産婦や乳幼児が注意すべき食品やアレルギー表示等についての情報提供を行いました。また、子育て支援の所管課の公式ウェブサイトでも食中毒予防について掲載をしました。

表21 消費者に対する講習会の実施結果

実施回数	参加者数
262	3,447

（3）消費者、事業者、市の間での情報及び意見交換等

ア 名古屋市食の安全・安心推進会議

学識経験者、消費者、事業者、市がそれぞれの立場から、食の安全・安心の確保に関する事項について協議する場として、「食の安全・安心推進会議」を開催しました（表22）。



名古屋市食の安全・安心推進会議

表 22 名古屋市食の安全・安心推進会議開催状況

開催期間	主な内容
令和 6 年 8 月 23 日	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋市食の安全・安心の確保のための行動計画 2023 の取組結果について ・名古屋市食の安全・安心の確保のための行動計画 2028 に基づく事業について <p style="text-align: right;">等</p>
令和 7 年 2 月 5 日	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋市食の安全・安心の確保のための行動計画 2028 に基づく事業等の令和 6 年度実施状況について ・令和 7 年度名古屋市食品衛生監視指導計画（案）について <p style="text-align: right;">等</p>

イ 意見交換会

食の安全・安心フォーラムや一日食品衛生監視員、懇談会等を実施しました。意見交換会では、消費者、事業者及び市が、それぞれの立場から食の安全・安心について意見交換することにより、相互理解を深めました（表 23）。

表 23 意見交換会の実施結果

名称	主な内容	参加者
食の安全・安心フォーラム （11 月 30 日開催）	「食物アレルギーのある人もない人も 正しく知ろう、食物アレルギー」をテーマに、情報提供と意見交換を実施	85 名
一日食品衛生監視員 （8 月 8 日実施）	市民の方が食品衛生監視員となり、中央卸売市場本場の監視体験と意見交換を実施	7 名
食の安全・安心懇談会 （9 月 10 日開催）	「食中毒を予防するために」をテーマに、意見交換を実施	12 名
消費者懇談会等	食中毒予防、HACCP に沿った衛生管理等について、情報提供と意見交換を実施	196 名 （9 回）

ウ 食の安全・安心モニター制度

「活動モニター」と「意見モニター」の2種類を設け、消費者から情報や意見等をいただきました。

活動モニターを39名に委嘱し、食品販売施設の衛生管理状況やアレルギーの食品表示等の調査を行い、清掃の不備や食品の保存方法が不適切な施設等の報告がありました。必要に応じ、保健センターが調査や改善指導を行いました（表24）。

表 24 活動モニターによる調査結果

調査区分	調査件数	保健センターによる改善指導件数
食品販売施設	257	15
食品の表示等	1,341	0

意見モニターを260名に委嘱し、食物アレルギー情報、食の安全に関する情報発信について、カンピロバクター食中毒等、年間を通じて計4回の食の安全に関するアンケート調査を実施しました。

いずれのモニターとも、市民の目線から市の事業に対する意見等をいただき、次年度の監視指導計画へ反映しました。

エ 一日食品衛生監視員

消費者の方7名が、早朝から食品衛生検査所の食品衛生監視員と同行して、名古屋市中心卸売市場本場内の食品販売施設等の衛生状態の確認等を行い、その後事業者や行政と意見交換を行う懇談会を実施しました。



食の安全・安心フォーラム



一日食品衛生監視員

第9 食品衛生業務に係る人材育成

事業者に対し適切な監視指導等を実施するため、HACCP や食品表示、疫学、検査等について食品衛生監視員を対象とした各種研修を行いました。

また、厚生労働省等が主催する各種専門の研修会へ職員を派遣し、最新の衛生管理知識等の習得を図りました。

食の安全・安心をめざして (なごや食の安全・安心情報ホームページ)

食の安全に関する情報を総合的に情報提供します。



なごや 食の安全

検索



<https://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/15-7-12-0-0-0-0-0-0-0.html>

なごや「よい食」インフォメーション (LINE 配信)

食中毒予防に役立つ情報、食中毒警報の発表等の緊急情報、様々なイベント情報等、本市の食の安全に関する最新の情報を「LINE」で配信します。



★なごや「よい食」インフォメーションについて

ID : @265iroef

<https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000170943.html>

X (旧 Twitter) (なすこ@食品安全・安心学習センター)

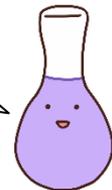
食品安全・安心学習センター（食品衛生検査所）から、ナスプラスコの「なすこ🍆」が食の安全に関する気になる情報をつぶやきます。

「なすこ@食品安全・安心学習センター」

https://x.com/kensa_nagoya



#なすこ
#名古屋市



「よい食」ダイヤル

食品の取扱いや施設の衛生管理に関する情報など、食の安全についての情報をお寄せください。

<電話> 受付時間：月曜日から金曜日(祝日および休日を除く)
午前8時45分から午後5時15分まで

052-961-4149

<電子メール> a2648@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

令和6年度 名古屋市食品衛生監視指導計画実施結果

発行年月 令和7年6月

名古屋市保健所生活衛生部食品衛生課

電話番号 052-972-2646

Fax 番号 052-955-6225

電子メール a2653@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp